

横浜市立みなと赤十字病院における診療報酬の算定誤りについて

1 概要

みなと赤十字病院において、診療報酬請求システムの設定誤りにより医療費を誤った金額で請求していたことが判明しました。

「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」（以下、「当該診療報酬項目」という。）を誤って算定したことに起因するもので、令和 8 年 6 月 1 日から 8 月 7 日までの間に診療を受け、初診料・再診料を算定した患者様が対象となります。

判明後、直ちに当該診療報酬項目の設定を修正しており、対象となる方々には、文書でお詫びするとともに、誤って請求した金額を返金してまいります。

対象の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしまして、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

2 施設名称・所在地等

横浜市立みなと赤十字病院 所在地：横浜市中区新山下三丁目 12 番 1 号

〈指定管理者〉日本赤十字社 社長 清家 篤 （東京都港区芝大門一丁目 1 番 3 号）

3 返金対象

【対象期間】令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 8 月 7 日請求分

【対象人数】17,819 人

【金 額】2,833,970 円

※当該案件にかかる返金対象額は、受診 1 回につき 10 円～410 円です。

※上記金額は、医療費のうち健康保険法等に基づく自己負担割合（一般的には 1～3 割）に応じて患者様本人に請求した金額であり、別途、保険請求分（健康保険組合等に請求する金額）がありますが、取り扱いについては保険者と調整を行っています。

4 経緯

令和 8 年 6 月 1 日	・診療報酬改定に伴い、請求プログラムを更新
令和 8 年 8 月 7 日	・7 月診療分の請求に先立ち、毎月実施しているシステム上の確認作業を行ったところエラーが多数発生 ・確認した結果、6 月 1 日の請求プログラム更新時より、当該診療報酬項目について誤って算定されていたことが判明 ・当該診療報酬項目の請求停止及びプログラムを修正
令和 8 年 10 月 13 日	・対象者の方等へ文書により謝罪すると共に、病院より返金に関する案内を郵送、病院ホームページにて今回の経緯と共に返金手続き等について案内

5 原因

当該診療報酬項目は、施設基準に応じて算定する診療報酬であり、みなと赤十字病院においては算定の対象外でした。しかし、診療報酬改定に伴う請求プログラムの更新にあたり、委託事業者との設定内容の確認が十分でなかったことに加え、更新後の当該診療報酬項目に係る事前検証や自動算定項目の確認が十分でなかったため、本来算定対象ではない当該診療報酬項目が算定される設定となっており、誤った金額で医療費を請求してしまいました。

裏面あり

6 今後の対応

- ・みなと赤十字病院のホームページで今回の経緯や返金手続き等について案内します。

【みなと赤十字病院ホームページ】<https://www.yokohama.jrc.or.jp/>

- ・対象者の方及びご親族等関係者の皆様へ、文書により謝罪するとともに、誤って請求した金額について返金の案内を行います。10月13日から順次郵送にてご案内をお送りし、同封の振込口座情報用紙を返信いただいた後、みなと赤十字病院から誤って徴収した金額を振り込みにて返金させていただきます。

返金に関し、ご不明な点がございましたら、みなと赤十字病院（下記）にお問い合わせください。

【連絡先】みなと赤十字病院 医事課 外来業務係 Tel 045-628-6238

7 再発防止策

診療報酬改定に伴うプログラム更新時の確認体制を見直し、委託事業者と設定内容について十分な説明及び確認を行った上で作業を実施します。また、プログラム更新後はテストデータによる事前検証を徹底するとともに、自動算定項目については重点的に確認を行います。さらに、算定結果の妥当性について複数職員による確認を実施するほか、診療報酬改定時における確認手順を明文化し、再発防止を徹底します。

（参考）「ベースアップ評価料」は医療従事者等の賃上げを目的とした診療報酬項目であり、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」は、施設基準を満たした医療機関が初診料・再診料等に上乗せして算定する評価料です。

なお、「入院ベースアップ評価料」を届け出る医療機関では「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」を届け出ることができず、みなと赤十字病院においては、「入院ベースアップ評価料」を届け出ているため、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」を届け出ることとはできませんでしたが、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」の区分10を誤って算定（請求）していたものです。

お問合せ先		
病院経営課長	江口	Tel 045-671-4816